

# 全労金2018春季生活闘争ニュース・第26号

《合意速報No. 10》

## 東北労組が金庫との団体交渉で、「基本合意」を表明しました！

東北労組は、3月27日9時から、金庫と「団体交渉」を開催し、基本合意を表明しました。要求と回答は以下の通りです。

		要 求 (金庫)					回 答 (金庫)					
		正職員	契約職員			個別 契約職員	正職員	契約職員			個別 契約職員	
			S	P C A	J			S	P C A	J		
安定雇用	無期転換	—	(実現)			(実現)	—	(実現)			(実現)	
	登用制度		(実現)			(実現)		(実現)			(実現)	
最低賃金		時間額970円、日額7,120円 月額149,400円への引き上げ					要求通り					
基本賃金		定期昇給 の実施	定期昇給の実施			定期昇給 の実施	要求通り					
一時金		4.5	4.5	2.7~3.6	1.0	契約職員と 同月数	4.5	4.5	1.7~2.6	40,000	1.3	
昨年実績		4.5	4.5	1.7~2.6 +20,000	40,000 +20,000	1.3	4.5	4.5	1.7~2.6 +20,000	40,000 +20,000	1.3	
雇用環境	ジョブリターン	継続協議中					継続協議中					
	年休積立	(実現)					(実現)					
	私傷病休職	—	(実現)			(実現)	—	(実現)			(実現)	
公正処遇	年休	—	(実現)			—	(実現)			—	(実現)	
	生休		(実現)				(実現)				(実現)	
	母性保護		(実現)				(実現)				(実現)	

団体交渉において、金庫からは「経営状況は厳しいが職員の奮闘に応えるための回答」とした。労働組合としても、経営状況と回答の真意を理解し、受け止めてほしい。3月25日現在、総預金は860億、総貸出金211億となっており、貸出利息収入が大幅に下回る状況にある。当期純利益は一定確保しているものの、基礎的財務収支はマイナスの見通しである。持続可能なビジネスモデルへの転換が重要で、あらゆる選択肢を視野に全役職員の知恵を結集し、万策を講じていかなければならない。契約職員の一時金改善には応えられないが、契約職員の処遇改善の必要性は金庫としても同じ認識である。4月から処遇改善を実施するが、これで終わりとは思っていない。働き方改革や同一労働同一賃金の考え方をふまえ、人事制度検討PTの中で検討していく」等との表明を受けました。

小野寺闘争委員長は、「要求書提出以降、私たちの職場実態や生活の実態を基に取り纏めた要求に対して、春闘交渉を通じて労使間で共有が図られたことは、この間の労使交渉の成果であり、我々の要求を真摯に受け止め交渉を継続してきた営みに対して感謝

する。今春闘の最大の争点は、底上げ・底支え・公正処遇である。昨春闘での確認書を踏まえた賃金改善に加え、更なる処遇改善を求める要求を構築したことは、契約職員の働き方、責任の度合い、求められる役割が日々増している実態があり、現状の働き方と処遇を是正する必要があると判断した。同一労働同一賃金の観点をふまえれば、要求に対する回答は、東北労金で働く職員組合員への回答になると同時に、働くことに対しての社会的なメッセージに繋がると考えている。本日示された回答については、厳しい経営環境を踏まえた中で、最低賃金、定期昇給と一時金を含め、要求に対して応えようとする姿勢は、金庫として、この間の職員組合員の奮闘をしっかりと受け止めているものと判断している。しかしながら、契約職員の一時金に係る要求については、この間の交渉の経過では合意に至る内容とはなっていない。積み上げてきた交渉の中で、契約職員の働き方と役割・処遇について、今後の改善に向けた協議の必要性と重要性を労使でしっかりと認識する必要がある」等と表明しました。

単組は、①正職員・契約職員・個別契約職員の一時金の維持については、厳しい経営環境の継続が見込まれる中で、早い段階で回答の考え方を提示したこと、②今後も契約職員の処遇改善を継続していく必要があることを労使で認識を共有できたこと、③各制度の見直しについて、スケジュールを提示し、労使協議を進めることを確認したこと、等から基本合意を表明しました。

\*合意単組（8単組／3月27日16時現在）

中央・長野・沖縄・近畿・セントラル・東海・中国・中国(関連)・東海(関連)  
東北

以 上